公　　表

平成 30 年３月 29 日付けで地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第４項の規定により公表した住民監査請求の結果について、一部不正確な記述があったので下記により修正する。

なお、修正については、先に公表した監査結果に影響を与えるものではないことを申し添える。

平成 30 年３月 30 日

岩倉市監査委員　内　藤　　充
岩倉市監査委員　堀　　巌

記

修正箇所	修正後	修正前
6 ページ 上段から 2 行目から 8 行目	平成 25 年６月５日付けの事実証明書「証−２」については、提出の際には当該事業者に自転車安全整備士がいなかったため「自転車安全整備士番号」欄は空欄で提出され、資格取得後に番号の記載がされたものである。ただし、現在はこの文書は廃棄したため存在しない。 当該事業者は、現在の代表者が自転車安全整備士資格を取得し自転車安全整備店として（公財）日本交通管理技術協会に登録した後、平成 25 年 12 月 18 日付けで「幼児２人同乗用自転車販売店登録申請書」の提出により正	平成 25 年６月５日付けの事実証明書「証−２」については、提出の際には当該事業者に自転車安全整備士がいなかったため「自転車安全整備士番号」欄は空欄で提出され、資格取得後に番号の記載がされたものである。 現在の代表者が自転車安全整備士資格を取得し自転車安全整備店として（公財）日本交通管理技術協会に登録した後、平成 25 年 12 月 18 日付けで「幼児２人同乗用自転車販売店登録申請書」の提出により正式に市の指定店登録がされ、従前の登録申

	式に市の指定店登録がされている。	請書であった「証−２」は廃棄したため存在しない。
10 ページ 下段から 14 行目から８行目まで	事実証明書「証−２」は、請求者が今回の住民監査請求に当たり再度担当部局に要求したところ存在しないと回答されたとされる文書である。「自転車安全整備士番号」欄を遡って記載していた当文書は、平成 25 年 12 月２日付けで請求人が公文書公開請求をした際に回答された公文書の中には、すでに存在しなかったことを、請求人あての「公文書公開通知書」の控えで確認した。なお、この破棄されたとされる「証−２」が提出された平成 25 年６月５日に、指定店の資格がなかったとした行政監査結果に影響を与えるものではない。	事実証明書「証−２」は、請求者が今回の住民監査請求に当たり再度担当部局に要求したところ存在しないと回答されたとされる文書である。当該事業者の「幼児２人同乗用自転車販売店登録申請書」は、当該事業者が平成 25 年 12 月 18 日に正式に指定店登録をした際に再度提出されていることを確認した。「自転車安全整備士番号」欄を遡って記載していた「証−２」の文書はその後破棄されているが、この文書が提出された平成 25 年６月５日に指定店資格がなかったとした行政監査結果に影響を与えるものではない。